

会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2022年3月号

「税務調査で否認の根拠となる資料とは？」

1. 税務調査で否認された実例

税務調査で何らかの否認がされる場合、この基本的な立証責任は国税側にあります。そのため、国税はその証拠を準備する訳ですが、どんな資料が否認の根拠になるのか？という例を解説します。

個人が自宅を売却した場合の「売却益から3,000万円の控除ができる制度」を使えるかが争われた裁判事例(平成22年2月23日)をみてみましょう。

この3,000万円控除は「自宅」を売却した場合に使える制度なので、自宅以外のセカンドハウスなどには使えません。では、この事例の前提条件を時系列で並べます。

○平成7年4月28日:甲氏はマンション(A市内)を取得(以下、「Aマンション」という)

○平成19年5月21日:甲氏は住民票をB市からAマンションのあるA市に異動(A市に転入、B市とA市は新幹線で移動する距離)

○平成19年7月20日:甲氏は仲介業者とAマンションの売却に関する媒介契約を締結

○平成19年8月3日:甲氏はAマンションの売買契約を締結

○平成19年9月28日:甲氏は住民票をAマンションのあるA市から再びB市へ異動(A市から転出)

この前提の下、Aマンションが「自宅」だったか否かが争われた訳です。

2. 国税不服審判所の判断と証拠資料

結果は「Aマンションは自宅ではないので、3,000万円控除は適用不可」となりました。さらに、「3,000万円控除を使うために、住民票の異動をし、自宅と偽装したので、重加算税の対象」とも判断されました。居住の実態がない証拠となったものは次のとおりです。

「電気、ガス、水道の使用料」、「銀行口座の入金に係る取扱支店の所在」、「クレジットカードが利用された店の所在」、「通院している医療機関の所在」、「Aマンション売却の仲介業者の業務日誌に『空家』、『連絡先はAマンション管理人』と記載」、「行動内容に基づく滞在地の状況」

これらの資料から「居住の実態はA市ではなく、B市にあり、Aマンションは自宅ではない」と判断された訳です。この事例の甲氏もここまで調べられるとは思っていなかったかも知れません…。しかし、「ここまで調べられるのが税務調査」なのです。

3. 国税はこんなものもチェックする！

他の資料の話をすれば、こんなものもチェックされる可能性があります。

「金融機関の業務日誌、稟議書」、「金融機関の防犯カメラやATMの映像」、「金融機関の貸金庫の入退室記録」、「金融機関の定期預金などの書き換え書類の筆跡」、「メール、その他の業務システム」、「社内会議の記録」、「パソコンに保存されているファイルの作成日時、更新日時」、「パソコンから削除したファイル(削除したデータでも復旧させるツールあり)」

結果として、「そこまで調べられたら、ばれてしまう…」ということは多い訳です。税務調査官は「過去に行われてきた多くの不正のケース」を知っている訳です。何を調べれば、それが明白になるかも分かっているのです。私が色々なご相談をお受けする中で、「では、〇〇を私が調べて、こう質問したら、どう答えますか？」とお客様に質問することがあります。そうすると、お客様は「確かに、無理ですね。」とお答えになることが大半な訳です。こんなものまで調べられるのが税務調査ということを覚えておきましょう。